

高部眞規子裁判長は、均等の第五要件について『仮に控訴人が主張するように、従来技術に係る「間引いて」の反対語が「間引かずに」ということであれば、出願人において特許請求の範囲に「間引かずに」と記載することが容易にできたにもかかわらず、本件発明1の特許請求の範囲には、あえてこれを「全て」と記載したものである。このように、明細書に他の構成の候補が開示され、出願人においてその構成を記載することが容易にできたにもかかわらず、あえて特許請求の範囲に特定の構成のみを記載した場合には、当該他の構成に均等論を適用することは、均等論の第5要件を欠くこととなり、許されないと解すべきである。』と述べています。

なお、従前、「均等の第五要件は出願時の明細書等の書類ではなく補正書や意見書等の特許出願後の書類の内容を考慮すべき」との説の支持者が多数で、「特許出願時の明細書等において、ある事項を出願人が意志的に除外していた場合、均等の第五要件の成立が否定され得る」との三村元判事の説の支持者は少数でした。今回の上記判決は小数説を採用した点で画期的な判決であると思います。